

横須賀市営住宅にお住まいの皆様へ



年末・年始の火災等予防のお願い

寒さが厳しくなり、石油ストーブなど暖房機器を使う機会が多い季節となりましたが、入居者の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

毎年、この時期になりますと火災が多発しますが、原因のほとんどがタバコ、石油ストーブの火の不始末や子供の火遊び、調理中の天婦羅油への引火などとなっています。火災を発生させますと自分だけではなく他の入居者の方にも多大な迷惑を与えることになります。

特に年末年始は何かと気忙しく注意を怠りがちになりますので、くれぐれも火災を起こさないように注意をお願いします。この機会に皆様で、「火災を予防するために」や「火災が発生又は、発見したときは」を良く読んでいただいて、安全で快適な団地生活が送れるよう心掛けて下さい。

なお、年末年始（12月28日午後5時30分から1月3日午前8時30分まで）は、保全協会も休業となりますので、火災や事故あるいは緊急を要する修繕等は、**緊急連絡センター（電話 045-212-1889）**に連絡下さるようお願いいたします。

火災を
予防する
ために

- 1 万一の火災に備えて消火器の点検や使い方や避難訓練をすること。
- 2 子供の火の取り扱いに注意を促すこと。
- 3 タバコ、ストーブ、調理中の火・油などの取り扱いに十分注意すること。
- 4 団地内の枯草、枯れ枝を撤去すること。
- 5 避難時の妨げにならないようベランダ、階段踊り場、通路等に物を置かないこと。
- 6 火災が発生した場合、緊急車両の通行の妨げになるので、「自動車保管場所」及び「契約者駐車場」以外の場所に駐車をしないこと。

火遊び



火災が発生または発見したときは…

- 1 119番通報する。この場合、落ち着いて、正確に「〇〇団地」「〇〇号棟〇〇号室」「氏名」を伝えること。
- 2 火災が発生（発見）したら、大声で隣り近所の人に知らせ、初期消火に協力してもらう。
- 3 避難するときは、ドア、窓を閉めてから。エレベーターは、火災・地震のときは絶対に使用しないこと。

(年末年始、夜間、土曜日、日曜日、祝祭日)	イチハヤク
緊急連絡センター	電話 045-212-1889
(通常時)	
横須賀サービスセンター	電話 046-823-1959
(保全協会のホームページ)	
http://www.thk.or.jp/	

消防署への通報とともに指定管理者にも
ご一報をお願いいたします！

横須賀市都市部市営住宅課

横須賀市営住宅指定管理者

(一般社) かながわ土地建物保全協会

横須賀市営住宅にお住まいの皆様へ

家賃の支払いについて

家賃を滞納した場合は、連帯保証人の方にも連絡させていただくことになります。

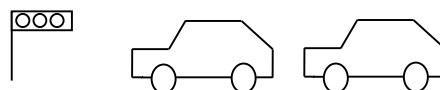
また、支払いの約束をしているにもかかわらず、支払いがない(約束が守られない)場合で高額な滞納になると、明渡請求(退去)の対象となりますので、家賃を滞納しないようご注意ください。

駐車場の使用料の支払い

一部の市営住宅の駐車場の使用手続き等が直接市(保全協会)と契約するように変更になっています。(使用の申請と支払い方法)

駐車場使用料を滞納すると、駐車場を封鎖する場合があります。

駐車場使用料を滞納しないよう、ご注意ください。



入居の承継について

入居の承継(※1)ができるのは、原則、名義人と同居している配偶者の方のみ(※2)です。

その場合でも手続きに期間がありますので、名義人の方が転出等することになった場合は、早急にご相談ください。

※1 入居の承継とは、市営住宅の入居者(名義人)が亡くなったり、離婚または特別養護老人ホーム等の施設に入所したことにより市営住宅から転出した場合に、同居者が市の承認を得て引き続き居住するために、名義を変更することです。

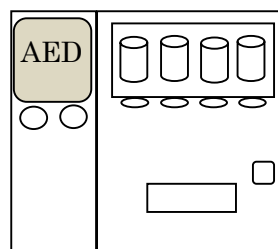
※2 高齢者や障害をお持ちの方など、配偶者以外の方でも承継できる場合がありますので、ご相談ください。

AEDについて

市営住宅の集会室には救急救命に必要なAED機器を設置しています。

また、一部の市営住宅にはAED付きの自動販売機が設置されています。

「いざ」という時にすぐに使用できるよう、日頃からAEDの場所や使用方法等を確認しておきましょう。



ペットの飼育は禁止です

市営住宅では、犬・猫などのペットの飼育は近隣の迷惑になるため「禁止」しています。また、団地内で猫に餌やりを行うなどの行為も近隣の迷惑になりますので、絶対に行わないでください。

市や指定管理者からの再三の注意にも従っていただけない場合には、明渡し請求(退去)の対象となりますので、ご注意ください。